

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

「豊かな自然を守り、地域産業を育むまち飯田」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

長野県、飯田市

3. 地域再生計画の区域

飯田市の全域

4. 地域再生計画の目標

飯田市は、日本のほぼ中央に位置し長野県の最南端、いわゆる伊那谷における中心都市である。人口は107,000人、面積657.76平方キロメートルで、東に南アルプスと伊那山脈、西に中央アルプスがそびえ、山すそは扇状地と段丘が広がり、豊かな自然と優れた景観、四季の変化に富んだ暮らしやすい気候に恵まれている。

中心市街地は、古くから商工業の中心地として栄え、天竜川畔は主として水田、段丘地帯は畑地で果樹園が散在し、周囲および南部高原地帯は急斜面で水利のよい場所には水田があるが、主として山林であり大自然の中に美林が繁茂した地域である。

このように市域の約 70 パーセントを山林が占める当市においては、地域における地理的及び自然的特性を最大限に活用し、また、林業の振興を図ることが地域の活性化にとって大きな課題となっている。

今後は、この豊富な森林資源をさらに積極的に活用するため、体験学習、豊かな自然をいかした市民参加による森づくりを行うことにより、森林環境の育成や森林資源の有効活用を推進する「体験と交流の森づくり事業」や山に関心を向け森林の持っている多様な公益的機能の重要性の認識し、森林を守り育てていく「森林ふれあい事業」等の展開を図っていく必要がある。

これらの地域活性化策を積極的に推進することが、当市の目指す環境文化都市をパワーアップさせる「文化経済自立都市」の実現に寄与することとなる。そのためにも、関連性を有する道路と林道の整備を、一体的・効率的に相互に連携して行うことにより、都市部との交流人口の拡大や地域産業の振興がより一層促進され、「豊かな自然を守り、地域産業を育むまち」の実現に向けて、うるおいのある生活環境の創造や快適で魅力ある地域の活性化を図っていく。

なお、当市では「南信州グリーン・ツーリズム特区」（平成15年度）の認定を受け、豊

かな自然や農業を活用した体験教育旅行、ワーキングホリデー等に積極的に取り組んでおり、年間約4万人もの人たちが200を超えるプログラムによって体験が行われているところである。こういった農村部を中心に行われてきた取り組みを当市の有効な資源が豊富に存在する山間地域についても展開させていき、本地域再生の取り組みと連携させることによって、その取り組みの効果を高める。

(目標1) 林業の振興と松川流域の保全

(森林整備面積30%増加、搬出間伐実施面積20%増加、水源の確保)

(目標2) 道路整備による渋滞ポイントの減少と安全性の確保(4箇所 → 0箇所)

(目標3) 体験プログラム受け入れを4万人/年間から5万人に増加させる(民泊受け入れ戸数250戸から300戸に、雇用を1,000名から1,200名に増加させる。)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

林道松川入線沿線の整備により木材搬出や森林施業(山腹崩壊防止、水源確保)の効率化、間伐遅れとなっている森林を解消する。

また、市道飯田514号線の整備により木材運搬車輛が混雑する中心市街地の通行をさけて主要地方道飯田南木曾線、広域農道西部山麓線を経由して中央道飯田IC、阿智村方面に通行が可能となり、交通の円滑化がはかれる。

市道羽場坂中村線は、国道153号と県道時又中村線を結ぶ主要幹線道路であり、林道松川入線沿線の木材搬出車輛のアクセス道となり、将来、三遠南信自動車道(仮称天竜峡IC)への交通が円滑となる。

また、道路沿線に点在する水引工芸館、ドライブイン、トラックのターミナルへの大型車輛の通行も多いため、路面の安全確保のための舗装補修と三日市場交差点改良による交通渋滞緩和及び安全性確保に努め円滑な通行を図るものである。

以上の事業は、地域産業の基盤整備のみではなく、都市部の交流促進のアクセス道路としても重要な道路ネットワークとして位置づけられるため、一体的・効率的に整備していく。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・市道(飯田市) 飯田市(認定済み)
- ・林道(飯田市) 飯田市(地域森林計画に掲載済み)

[事業期間]

- ・市道 (平成17～19年度)
- ・林道 (平成17～20年度)

[整備量及び事業費]

- ・市道 2.28km
- ・林道 3.42km
- ・総事業費 643,000千円
 - 市道 531,000千円 (うち交付金 265,500千円)
 - 林道 112,000千円 (うち交付金 56,000千円)

(5-3) その他の事業

- ・体験と交流の森づくり事業

里山林において市民が体験交流学习することなどの活動に対し、市民で構成する団体が行う里山林整備等を支援するための補助金を交付することにより、市民参加による森づくりを行い、森林環境の育成や森林資源の有効活用を推進する。

- ・森林ふれあい事業

森林自然環境の中で楽しみながら、ふれあうことにより、山に関心を向け森林の持っている多様な公益的機能の重要性の認識と、森林を守り育てていく意識の高揚につながるようイベント実施する。

6. 計画期間

平成17年度～平成20年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

- ・4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表をするとともに、関係行政機関と地元住民からなる「地域再生協議会(仮称)」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

「南信州グリーン・ツーリズム特区」(平成15年5月23日認定)

- ・1002 地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業
遊休農地の南信州グリーン・ツーリズム特区内の一般企業等への貸付事業
- ・1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人

への貸付け事業

地方公共団体等から特定法人への貸付事業

- ・ 407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

特区内の農家が消防法の規制緩和により民宿として営業できるようにする

- ・ 707 特定農業者による濁酒の製造事業

特定農業者による「どぶろく」の製造事業（体験民宿農家が酒類製造免許を取得し自ら製造した濁酒をスローフードとして宿泊者に提供するなど、この地を訪れなければ体験できないという価値観を生み出す）

以上の事業は、現在、農村部を中心に行われている状況であるが、今回の地域再生の取り組みやその他の関連事業と連携を図るため、将来的には当市の有効な資源が豊富に存在する中山間地域についても展開させていく。